

高気圧酸素治療専門技師制度規則・施行細則の改正について

認定・試験委員会：赤嶺史郎、宇都宮精治郎、大久保淳、小森恵子*、鈴木信哉**、砂川昌秀、高倉照彦、長島浩、灘吉進也、西手芳明、野原敦、星直樹、松田範子、右田平八（*：副委員長、**：委員長）

2018年11月29日に開催された理事会と社員総会において「高気圧酸素治療専門技師制度規則・施行細則」（旧 臨床高気圧酸素治療技師認定規則）の改正案が審議され承認されました。

2015年12月1日に改正された高気圧酸素治療専門技師制度規則により、更新申請資格は単位のみになり、高気圧酸素治療業務に従事していない専門技師（非常勤あるいは教育・研究その他の施設の職員等）の更新が可能になりました。しかし施行細則第11条に記されていた「高気圧酸素治療の診療実績または指導歴」の重要性を考慮して条件を設けました。また、施行細則第17条の認定更新に係る例外措置を改正し、それぞれ以下のようにになりました。

施行細則第11条では、申請手続き期限が資格認定期限の2か月前（1月末日）までと明記されました。同11条第2項は治療業務に従事していない専門技師に対する条項ですが、単位のみで更新が可能ですが専門技師の学識と技術の維持のために教育集会の参加を求めました。同11条第3項は期限内に申請手続きを行えなかった場合の申請期間猶予条項ですが、資格失効1年以内に委員会に対して理由を届け出て承認を得たうえで次年度に所定の申請を行うことで更新が可能となりました。同11条第4項は単位が不足している場合についての申請期間猶予条項ですが、1年間に限って申請期間が猶予されます。

施行細則第17条では、特別な理由による更新申請期限の延長について「疾病療養・国内外留学・介護・産休・育休、などの理由により認定期限前までに更新手続きができなかった会員については、3年間を限度に認定更新申請手続きを延長できる。」と明記しました。

いずれの認定更新申請手続きの延長においても、認定有効期限は延長されませんので注意が必要です。また、更新申請猶予が承認された場合、認定期間終了後の認定資格停止期間は更新審査後の認定日までとなりますが、専門技師の更新審査は年1回です（規則第12条）のでご注意ください。